

令和 2 年度

工事 監 査 報 告 書

東久留米市監査委員



2 東久監発第 37 号
令和 3 年 2 月 25 日

東久留米市長	並木克巳	殿
東久留米市議会議長	富田竜馬	殿
東久留米市教育委員会教育長	園田喜雄	殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 関根光浩

令和 2 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

令和2年度 工事監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく監査

2 監査の対象

工事件名 : 2. 市中央図書館大規模改造工事及び高効率設備導入工事

所管課 : 教育部図書館 (工事発注部署)

都市建設部施設建設課 (工事施工部署)

総務部管財課 (契約担当部署)

3 監査の期間

令和2年9月25日から令和3年2月18日まで

4 監査の主眼及び方法

監査に当たっては、東久留米市監査基準（令和2年東久留米市監査委員規程第1号）に準拠し、工事の計画、設計及び施工等が法令等に基づいて、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、書面及び実地調査並びに関係職員からの説明聴取により実施した。

なお、技術面については、公益社団法人日本技術士会に工事技術調査業務を委託して実施した。

5 実地調査日

令和2年12月17日

第2 工事の概要

本工事は「東久留米市施設保全計画」に基づき策定された「東久留米市施設整備プログラム」（平成29年2月）に沿い、施設の老朽化対策及び長寿命化を目的として実施されたものである。

改修に当たっては、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」（平成29年1月・東久留米市教育委員会）、「東久留米市第2次教育振興基本計画」（平成31年1月・東久留米市教育委員会）に示される今後の図書館運営とそれに必要な整備、また、令和3年度から外部事業者（指定管理者）へ運営を委任するに際し必要となる執務室確保等課題への対応を図っている。

更に、工事の実施に当たり、環境省の2019年度（平成31年度）二酸化炭

素排出抑制対策事業費等補助金(地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業)の活用を目指し、あわせて高効率設備の導入を行うものである。

本工事は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の3つの工事から成っており、工事はいずれも請負契約により、実施設計並びに工事監理は業務委託により行うものである。

1 工事件名 2. 市中央図書館大規模改造工事及び高効率設備導入工事

2 工事場所 東久留米市中央町二丁目6番23号

3 建築概要

- | | |
|----------|------------------------|
| (1) 構造規模 | 鉄筋コンクリート造
地上2階、地下1階 |
| (2) 敷地面積 | 3,627㎡ |
| (3) 建築面積 | 1,289.644㎡ |
| (4) 延床面積 | 2,567.738㎡ |
| (5) 用途地域 | 第二種住居地域 |
| (6) 主要用途 | 図書館 |
| (7) 防火地域 | 準防火地域 |
| (8) 建築年月 | 昭和54年3月 |

4 工事請負者

(1) 建築工事

業者名	株式会社日立コーポレーション
契約金額	292,600,000円(消費税込み)
契約年月日	令和2年6月12日
工期	令和2年6月15日～令和3年3月15日

(2) 電気設備工事

業者名	大東電設株式会社 武蔵野営業所
契約金額	71,258,000円(消費税込み)
契約年月日	令和2年6月22日
工期	令和2年6月23日～令和3年2月12日

(3) 機械設備工事

業者名	株式会社日栄電機工業
契約金額	180,180,000円(消費税込み)
契約年月日	令和2年6月22日
工期	令和2年6月23日～令和3年2月12日

第3 監査の結果

対象工事については、「第1 監査の概要 4 監査の主眼及び方法」のとおり監査した限りにおいて、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。なお、技術的な観点を踏まえた所見は、次のとおりである。

1 計画

本工事に至るまでの計画は、事業の必要性、目的、一連の工程、予算化及び決裁手続きについて適正に行われていると判断する。

2 設計

実施設計は、設計事務所に委託しており、劣化状況調査及び改修範囲の検討を行い、保全対象部位調査結果報告書が作成されている。

耐震診断により転倒の恐れがあるとされていた地下部分の二重壁ブロックは撤去または補強するよう設計されている。また、自動車動線の改善や屋外広場の芝生化など、利用者及び職員がより安全に、快適に使用できるとともに、指定管理者と市職員の執務室をフロア別にするなど、各種計画や方針等を反映した設計内容となっている。

また、関係法令の運用、設計基準・資料の運用、設計図書の内容及び設計見積についても適正であると判断する。

3 積算

本工事の積算は一般財団法人建築コスト管理システム研究所の営繕積算システムRIBC2（リビック・ツー）により行われている。東京都財務局の工事積算標準単価表（建築、電気設備、機械設備）を用い積算しており、数量の元となる数量積算書なども作成されている。東京都の標準単価表に基準がない機器等については製造者見積を3者より徴取、比較し設計金額を決めている。算出根拠はいずれも明確になっており、積算については適正に行われていると判断する。

4 契約

実施設計は大規模改造工事と高効率設備導入に係る内容の2件に分けて発注しているが、高効率設備導入については、補助金交付決定後に契約を締結する必要があることからやむを得ないものと判断する。

高効率設備導入に係る実施設計及び工事監理は大規模改造工事の実実施設計受注者と特命随意契約により契約を締結している。いずれも補助金交付要件を満たすために短期間での業務履行を余儀なくされる中で、実行性、効率性の観点から相応の理由があったと認められる。

大規模改造の実実施設計業務及び工事（建築、電気設備、機械設備）につい

ては、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスによる電子入札が行われ、規則等に則り適正な入札方法により業者が選定されている。

事業の内容に応じて専門性が発揮できるよう入札参加条件の設定を改善する、委託業務の最低制限価格について検討するなどの余地があり、より相応しい業者選定に向けた今後の取り組みに期待する。

5 施工

施工計画書及び、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の各工事における工程表が適正に作成され、全体工程表には現況が分かりやすく整理されており、各工事の連絡調整は定例会議等を通じ実施されている。

また、各種届出類、日報・月報等の報告書・施工記録の作成、保存や、現場の保安措置、撤去発生材等の処理についても適正に行われている。

現場調査時において、本工事は当初予定よりも早めに進捗しており、施工管理に問題はないと認められた。